（略）	（略）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項
船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）	第二十条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項及び第二項
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）	第八条第一項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項、第百五十一条において準用する都市再開発法第三十一条第九項並びに第二百七十八条第一項
（略）	（略）
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第二十条第二項
小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）	第二十五条第一項
（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第十九条並びに第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）	第十八条
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	第六条（有害物質一覧表確認証書の備置きに限る。）、第二十二条並びに附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）	第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第七十七条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第四条の十三第

（略）	（略）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項並びに第二百七十八条第一項
（略）	（略）
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第二十条第二項
（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）	第三条の十二第二項（第九条の三の二、第六十条、第七十七条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第四条の十三第